

トラブルのない引っ越しのために気をつけること

【事例1】 引っ越し業者に訪問で見積もりを依頼したら、手付金を要求された。

【アドバイス】 引っ越しの訪問見積りは原則無料です。引っ越し業者と消費者間でのトラブルを防ぐことを目的に、「標準引越運送約款」に定められており、内金や手付金は請求しないことになっています。複数社から見積もりを取り、電話やWebではなく、部屋や荷物を見て見積ってもらいましょう。また、見積書は必ず受け取りましょう。事業者は標準引越運送約款も提示することになっていますので、疑問点は遠慮せず問い合わせましょう。

【事例2】 引っ越し作業中に家具や食器類が破損した。

【アドバイス】 標準引越運送約款では引っ越しによる荷物の破損や紛失、家屋の傷について、引っ越し会社が損賠賠償の責任を負うことが定められています。

荷物を引き渡した日から3か月以内に申し出なければ、事業者責任は消滅します。引っ越し終了後はできるだけ早めに荷物の確認を行いましょう。

【事例3】 引っ越し予定日の前々日に家庭の事情で引っ越しが中止になった。事業者から解約料を請求された。

【アドバイス】 標準引越運送約款で解約・延期手数料が定められています。前々日は運賃及び料金の20%以内、前日は30%以内、当日は50%以内となっています。それ以前での解約・延期手数料は標準引越運送約款で定められていません。

全日本トラック協会では引っ越しのルールをきちんと守る安心な事業者に「引越安心マーク」を付与しています。協会ホームページで事業者を検索できますので、ぜひ参考にしてください。



▲協会ホームページ

藤井寺市消費生活センターにご相談ください！

日時 月～金曜日(祝日除く) 10:00～12:00、12:45～16:00 ※受け付けは15:30まで
場所 藤井寺市消費生活センター(市役所1階⑤番窓口) ☎939・1320 相談方法 電話又は来所(予約不要)

●おくやみ手続きサポートデスク(予約制)

身近な方を亡くされた後の手続きは多岐にわたります。デスクでは亡くなられた方の状況を確認し、手続きが必要な窓口をご案内します。



予約可能日時 月～金曜日(祝日除く)の9時30分、13時30分、14時30分の3种

定員 各1組

問合先 おくやみ手続きサポートデスク(1階①番市民課内) ☎939・1319

●藤井寺市民憲章

- ・人の和で、住みよいまちを、つくりましょう。
- ・自然を生かし、歴史遺産をまもりましょう。
- ・近代文化で、伸びゆくまちを、つくりましょう。
- ・仕事に誇りを持ち、働く喜びに、生きましょ。
- ・若い力を養い、夢と希望を、育てましょ。

●目の不自由な方や活字読書が困難な方へ

「声の広報(CD)」[「点字広報」]をご利用ください。市ホームページにも掲載しています。

問合先 魅力発信課(3階⑥番窓口)

☎939・1051 FAX 952・9448



防災行政無線の放送内容が電話で確認できます

※放送から24時間以内

☎0800・200・9391(フリーダイヤル)

編集後記



こんにちは。広報担当ワカヅです！イラストはカガが作ってくれました。とてもそっくりに作ってもらえて気に入っています。ちなみに私は白子のイラストを作成しました。イラストは11月号から登場しています。今後とも注目してみてください。

さて、2月号の特集は「二十歳の集い」です。皆さんのご協力が詰まった晴れ着姿が素敵で、取材をしていて楽しかったです。20歳といえばお酒が飲めるようになりますが、魅力発信課はお酒が好きな人が多かったり、食に興味があるメンバーばかりで、よくハマっている食べ物の紹介などで盛り上がりです。私はやっぱり焼肉とご飯、ビールの組み合わせが大好きです！

各種相談 ※相談はすべて無料。予約マークがあるものは要予約。曜日指定の相談の場合、祝日は除く。

相談名	日時	場所	内容	問合先
医療 救急医療相談	24時間365日対応	(電話)	突然の病気やケガで迷ったらまずここへ。緊急性がある場合は管轄の消防本部に転送され、救急車が出勤します	救急安心センターおおさか ☎06-6582-7119 #7119(短縮ダイヤル)
法律相談	2/19(水)・26(水)・3/5(水)・12(水) 13:00～16:30 ※予約は、2/13(水)9:00～電話で、各日先着7人	市役所1階相談室(又は電話)	弁護士による相続、離婚、建物の賃貸借問題、多重債務者救済などに関する相談 ※相談は、同一内容は1回限り、年度中に3回まで、時間は30分以内	協働人権課 ☎939・1111 (窓口での予約も可)
消費生活相談	月～金曜日10:00～12:00、12:45～16:00 受け付けは15:30まで	市役所1階消費生活センター	消費生活相談員による、悪質商法による被害や訪問販売、電話勧誘によるトラブルなど消費生活に関する相談	消費生活センター ☎939・1320
行政相談	月～金曜日 8:30～17:30	(電話)	国の仕事への苦情や要望に関する相談	近畿管区行政評価局 ☎0570-090110
司法書士 法律相談	2/15(土) 13:00～16:00 ※予約は、月～金曜日10:00～16:00	司法書士総合相談センター堺(堺市役所前)	登記手続、裁判手続、相続、成年後見制度、サラ金問題などに関する相談	堺支部 ☎080-6284-1874
行政書士 法律相談	2/14(金) 13:00～16:00	パープルホール 小会議室C	遺言・相続、契約書、成年後見制度、許認可などに関する相談	大阪府行政書士会南大阪支部 ☎072-349-9178
高齢者相談	月～金曜日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:30	ふれあいセンター ※時間外は電話相談	高齢者の総合相談	地域包括支援センター ☎937-2641
人権 人権悩みの相談室	2/27(水) 13:30～15:30	市役所1階相談室	人権擁護委員による人権についての悩みごとやトラブルなどに関する相談	協働人権課 ☎939-1059
女性相談	月～水・金・土曜日(祝日含む) 9:00～12:00、13:00～16:00 ★特設相談会2/23日(日)詳細は10～9A	パープルホール3階・男女共同参画ルーム内相談室	専任相談員による暮らしの中で起こる人権、女性の権利に関する相談	☎939-1118
家庭児童相談	月～火・木曜日 10:00～12:00、13:00～17:00	市役所1階相談室	女性相談員による夫婦関係、DV、生活苦など女性の悩み相談	協働人権課(女性相談窓口) ☎939-1050
教育相談	月～金曜日 9:00～17:30	市役所2階⑥番窓口	子ども家庭支援員による18歳未満の子どもに関する相談(電話相談もあり)などなからでも相談できます	子育て支援課(子ども家庭センター) ☎939-1162
教育相談	木曜日 9:00～12:00	市民総合会館別館3階教育相談室	教育相談員による不登校・いじめ・発達についてなど、教育に関する悩み相談	教育相談室 ☎938-1008
ひとり親家庭等 無料法律相談	2/27(水) 14:00～17:00	市役所2階相談室	離婚前相談・慰謝料・養育費・認知・面会交流など、労働関係・借金関係など ※空きがあれば当日利用可	こども育成課 ☎939-1161
地域就労相談	月～金曜日 9:00～17:00	市役所6階地域就労支援センター	働く意欲がありながら、様々な問題で就労できない方の相談 ※就職のあっせんは行っていません	商工労働課 ☎939-1337
若者の就労・自立相談	2/4(水)・18(水) 13:30～17:30	市役所1階102会議室	若者(15～49歳)の就労と自立の相談 ※就職のあっせんは行っていません	南河内地域若者サポートステーション ☎0721-26-9441
心配ごと相談	第2火曜日 13:30～15:30	ふれあいセンター 相談室	民生委員児童委員による日常生活における悩み、心配に関する相談	社会福祉協議会 ☎938-8220
自殺予防心の電話相談	月～金曜日 10:00～17:00	(電話)	精神保健福祉士などによる自殺など心の悩みに関する相談	☎930-0775
身体知的 障害者相談	随時	(電話・ファックス)	障害者相談員による、障害のある方の相談、更生のために必要な援助の実施(障害者手帳の有無は問いません)(聴覚)岡本 昇治さん ☎938・7059 / (知的障害)西尾 千代子さん ☎938・1789 / (知的障害)安井 陽子さん ☎955・9263	社会福祉協議会 ☎938-8220
障害者等 相談	月～金曜日 10:00～17:00	障害者地域生活支援センターわっと(岡2-12-6 3階)	障害のある方及び家族の相談や生活全般の支援(障害者手帳の有無は問いません)	障害者地域生活支援センターわっと ☎930-0733
障害者等 相談	月～金曜日 10:00～17:00	相談支援センターびんぼん(小1-1-1 3階)	障害のある方及び家族の生活上の悩み、発達障害、福祉サービスの利用に関する相談(障害者手帳の有無は問いません)	支援センターびんぼん ☎952-7002
市民活動相談	2/25(火) 13:00-17:00	市役所1階102会議室又は電子メール	活動の悩みや団体の運営などに関する相談(予約優先)	協働人権課 ☎939-1331 ☎kyoudou-jinken@city.fujidera.lg.jp
不動産一般 相談室	2/3(月)・17(月) 10:00-12:00、13:00-15:00	羽曳野市軽里3-1-10(同南大阪支部)	住宅購入や賃貸マンションの契約などに関する相談	大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部 ☎958-3005